

令和3年第3回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年3月26日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年3月26日 午後3時37分							
閉 会	令和3年3月26日 午後4時23分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人			武井 正光 ・ 島田 豊					
議事参与			堀越 延年 ・ 榎 友美 ・ 森光 亮介					
書 記								

会議事件名

- 議案第9号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第10号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第13号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

開会 午後3時37分

【会長代理】 これより、令和3年第3回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が2か所あります。9ページの議案第13号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、番号1の転用目的「駐車場」とありますが、「駐車場及び資材置場」に、12ページの番号8の転用目的が「農家住宅」とありますが、「農家住宅敷地拡張」に訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 武井 正光 委員・番号7番 島田 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第9号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第9号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 3件 3筆

番号3

受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は370日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は205.43アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	番号3について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀 文吉 推進委員】	番号3について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号4 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は660日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は300.05アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約300メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号4について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 憲一 推進委員】	番号4について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号5 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は800日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は3,937.05アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約40メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号5について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号5について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問無し)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第9号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第10号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 8筆 賃借権の設定 2件 2筆

	<p>使用貸借権の設定 1件 25筆</p> <p>番号13</p> <p>受人は、現在市内で調剤薬局を営んでいます。既存の駐車場が手狭となり、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【武井 正光 農業委員】	<p>番号13について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【大塚 明夫 推進委員】	<p>番号13について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界にはブロック及びフェンスを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号14について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号14</p> <p>受人は、現在市内で幼稚園を経営しています。既存の従業員用、送迎時の父兄</p>

	用の駐車場が手狭となり、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号14について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。駐車場を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号14について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置することですが、隣接する農地はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号15について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号15 受人は、現在市内に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	番号15について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀 文吉 推進委員】	番号15について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号16 受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅敷地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅5棟を建築するため申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説

	明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	番号16について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅5棟を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀 文吉 推進委員】	番号16について調査してまいりました。申請地には建売住宅5棟を建築するというのですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号17について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号17 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻 貞夫 農業委員】	番号17について調査してまいりました。申請地は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大賀 文吉 推進委員】	番号17について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、申請地25筆の内1筆は所有者自身でたまねぎを作付けし、残りの筆は農地所有適格法人が農地を借り受け、青ネギを作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第10号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程い

	たします。番号3について、島田 眞佐雄 農業委員より議案説明をお願いいたします。
【島田眞佐雄 農業委員】	議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号3 この件につきまして、令和3年3月22日に事務局とともに調査したところ、 番号3について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、 農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第11号について、原案通り承認することに賛 成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり承認い たします。続きまして、議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配 分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。本議案には、〇〇〇〇 農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇 〇推進委員、〇〇〇〇推進委員は、賃借権設定を受ける者となっている申出が 含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は 自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に 参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委 員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましい と考えられることから、6人の各委員については、当該議案の審査開始から終 了まで退席していただきます。
	(指名された委員6名の退出)
【議長】	それでは事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の

	<p>提出について説明いたします。</p> <p>今回、〇〇 〇〇 外57名より</p> <p>賃借権の設定 58件 576筆 463, 033.95㎡</p> <p>使用貸借権の設定 2件 11筆 9,738㎡</p> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>全員賛成ですので議案第12号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(指名された委員6名の入室)</p>
【議長】	<p>続きまして、議案第13号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程します。本議案には、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員が関係する申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととなっております。2人の委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員2名の退出)</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします</p>
【事務局】	<p>議案第13号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>所有権の移転 6件 63筆</p>

	<table data-bbox="331 271 1046 412"> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>3件</td> <td>4筆</td> </tr> <tr> <td>農用地区域に係る用途区分の変更</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> <tr> <td>農用地区域への編入</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> </table> <p data-bbox="331 472 1476 757">農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。</p> <p data-bbox="140 819 240 857">【議長】</p> <p data-bbox="331 819 1476 958">事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課職員から説明をお願いいたします。</p> <p data-bbox="140 1019 311 1104">【農政課職員】</p> <p data-bbox="331 1019 1476 1305">農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受けつけており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。</p> <p data-bbox="331 1368 735 1406">番号1について説明します。</p> <p data-bbox="331 1420 427 1458">番号1</p> <p data-bbox="331 1469 1476 1756">受人は、現在市内で産業廃棄物処理業を営んでいます。経営規模拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には駐車場及び資材置場を設置するということですが、隣接農地との境界には素掘りをします。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p data-bbox="331 1816 799 1854">次に番号2について説明します。</p> <p data-bbox="331 1868 427 1906">番号2</p> <p data-bbox="331 1917 1476 2002">受人は、現在市外のアパートに3人で暮らしております。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を</p>	使用貸借権の設定	3件	4筆	農用地区域に係る用途区分の変更	1件	1筆	農用地区域への編入	1件	1筆
使用貸借権の設定	3件	4筆								
農用地区域に係る用途区分の変更	1件	1筆								
農用地区域への編入	1件	1筆								

譲り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には自己用住宅を建築するということがありますが、隣接農地との境界には土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもありません。

次に番号3について説明します。

番号3

受人は、鴻巣市内の農産物の生産拡大と消費促進等を図ることを目的に、道の駅の整備を計画し申請するものです。申請地には道の駅を整備するということがありますが、隣接する農地はありません。雨水は県条例に基づき、調整池に一時的に貯留し、放流量を調整しながら大幹線排水路に流下します。排水については污水管を公共下水道本管に接続して処理します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもありません。

次に番号4について説明します。

番号4

受人は、現在市外のアパートに暮らしております。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には自己用住宅を建築するということがありますが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもありません。

次に番号5について説明します。

番号5

受人は、現在市外のアパートに3人で暮らしております。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の義父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には自己用住宅を建築するということがありますが、隣接農地との境界には盛土します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもありません。

次に番号6について説明します。

番号6

受人は、現在市内で食品加工業を営んでいます。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の漬物加工所が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には漬物加工所を建築するということですが、隣接農地との境界には土留めします。雨水は宅内浸透処理とし、排水については排水処理施設にて処理した後、農業用排水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

次に番号7について説明します。

番号7

受人は、現在市外のアパートに2人で暮らしております。現在の住宅では将来的に手狭となるため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

次に番号8について説明します。

番号8

受人は、現在市内の農家住宅に2人で暮らしておりますが、住宅の建替えを計画したところ、現在の住宅では建築基準法上の建築要件を満たす道路ではないことが判明したため、市より市道を払い下げ後、同法に適合するよう道路幅員の不足部分を路地状敷地への転用を計画したことに伴い申請するものです。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。

次に番号9について説明します。

番号9

受人は、現在市内で土木建設業を営んでいます。経営規模拡大に伴い既存の残

土置場が手狭となったため敷地拡張を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には残土置場を設置するということですが、隣接農地との境界には素掘りを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもあります。

次に番号10、11については、所有者及び転用目的が同じため一括して説明します。

番号10、11

所有者は、現在市内で農業を営んでいます。今回、申請地を農作物高度化施設の敷地として利用する話がまとまり申請するものです。なお、番号10が農用地区域に係る用途区分の変更、番号11は農用地区域外から農用地区域への編入のための申請です。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもあります。

以上のことから先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。

【議長】 ありがとうございます。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。

【一同】 (質問なし)

【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第13号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】 (全員挙手)

【議長】 全員と認めます。全員賛成ですので、議案第13号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

(指名された委員2名の入室)

続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和3年2月11日～令和3年3月10日受付分

	<p>農地法第3条第1項第13号の規定による届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>1件</td> <td>14筆</td> <td>7,800㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>8件</td> <td>13筆</td> <td>3,022.56㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>829㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>11件</td> <td>29筆</td> <td>11,651.56㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員又は推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 次に、推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【事務局】 最後に事務局から何かありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感謝状贈呈式の案内について ・全国農業新聞の購読等について ・生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について <p>【会長代理】 これをもちまして、令和3年第3回定例会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時23分</p>	所有権の移転	1件	14筆	7,800㎡	所有権の移転	8件	13筆	3,022.56㎡	使用貸借権の設定	2件	2筆	829㎡	合計届出件数	11件	29筆	11,651.56㎡
所有権の移転	1件	14筆	7,800㎡														
所有権の移転	8件	13筆	3,022.56㎡														
使用貸借権の設定	2件	2筆	829㎡														
合計届出件数	11件	29筆	11,651.56㎡														